

地区計画届出の必要な行為

- 1 土地の区画形質の変更
- 2 建築物の建築又は工作物の建設
- 3 建築物等の用途の変更
- 4 建築物等の形態又は意匠の変更

地区計画に関する ご相談・お問い合わせ

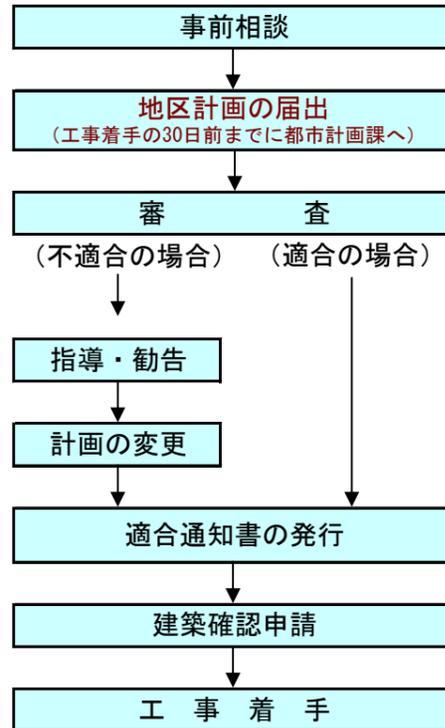
三郷市役所
まちづくり推進部
都市デザイン課

〒341-8501
埼玉県三郷市花和田648番地1

TEL 048-930-7740

届出の手続き

計画の届出から工事着手までの流れ



みんなですすめるまちづくり さつき平地区の地区計画

さつき平地区は、地区計画を策定し、ゆとりある街区構成と緑豊かな住環境を活かし、商業施設や公共公益施設などの生活利便施設が整ったさまざまな世代の市民が共存する質の高い住宅地の形成を目指します。

地区計画とは・・・

まちづくりに関するルールとしては、建築基準法における用途地域などの【全国一律のルール】があります。「地区計画」は、地区の特性に応じてふさわしい良好な環境の市街地をつくるために、地区のみんなで守っていく【地区独自のルール】を都市計画で定めたものです。

さつき平地区では次のルールを定めています。

①建築物の用途の制限

建物の使い方を制限し、用途の混在による市街地環境の悪化を防止します。

②建築物の敷地面積の最低限度

敷地の狭小化による市街地環境の悪化を防止します。

③壁面の位置の制限

道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な外部空間をつくれます。

④建築物の高さの最高限度

隣地の良好な日照や通風のための外部空間をつくれます。

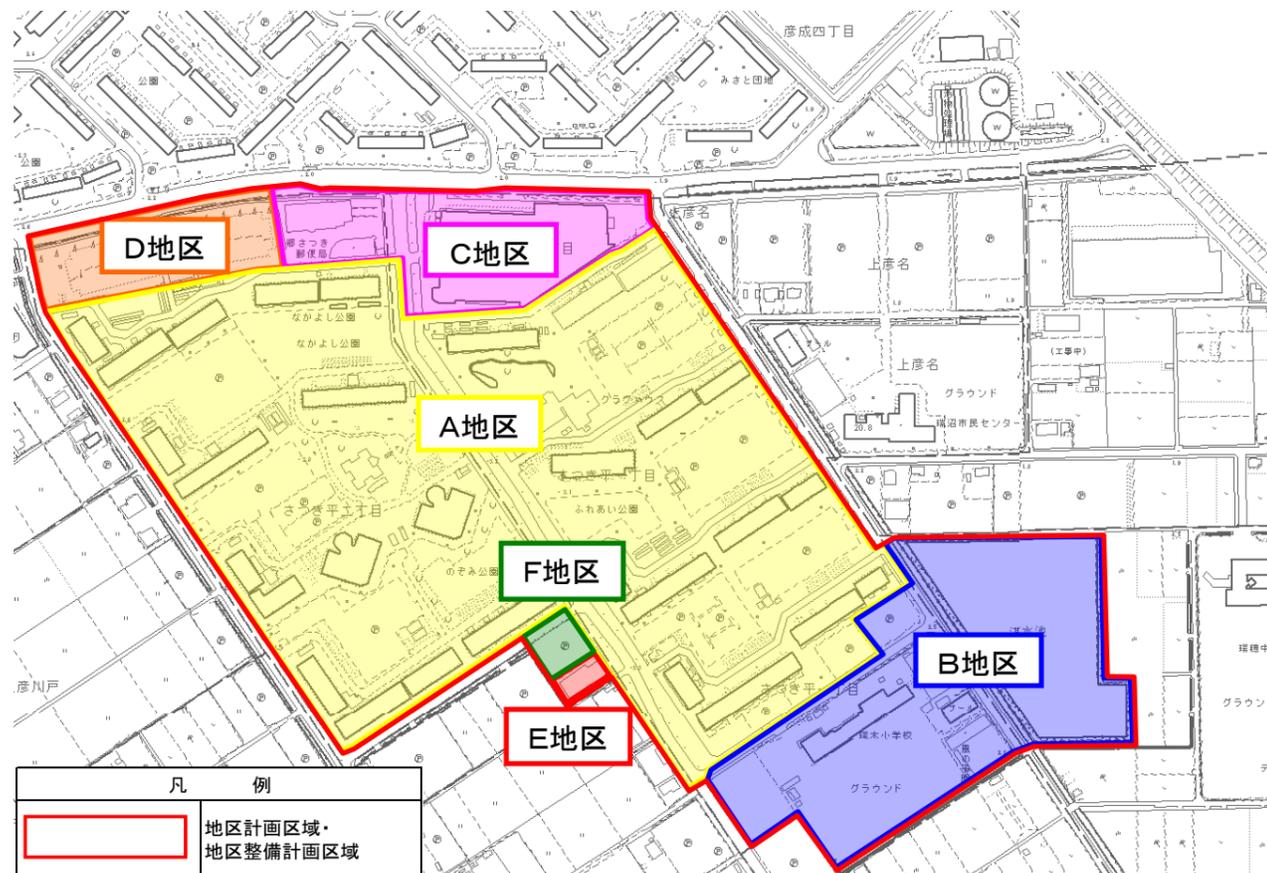
⑤建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

周囲の景観と調和した、まとまりのある街並みをつくれます。

⑥垣又はさくの構造の制限

緑ゆたかであるおいのある街並みや、災害に強い安全なまちづくりを目指します。

地区整備計画図



地区計画では、
いろんなことを決
めているんだね。



地区計画を定める
と、まちの環境が良
くなっていくのね。

